

厚生労働省における主な犯罪被害者等施策の進捗等

I 様々な困難を抱えた女性への支援（52.5億円の内数）

- 婦人相談所等において夜間・休日を含めて5,537件（令和3年度）の一時保護を実施
- 公的機関と民間団体が密接に連携して、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施し、若年女性の自立を推進する「若年被害女性等支援事業」を9団体（令和5年度）で実施
- 困難な問題を抱える女性の課題に応じた支援を行う枠組みを構築することを目的とし、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設による女性の立場に寄り添ったきめ細やかな支援の実施を行う「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和4年5月に成立。令和6年4月より施行。

II 精神障害等を抱える方への支援（0.2億円の内数）

- 医師、保健師、精神保健福祉士等の医療従事者を対象に、「PTSD（心的外傷後ストレス障害）対策専門研修」に「犯罪・性犯罪被害者コース」を設け、知識の普及・啓発を推進（令和4年度は347名が受講）
- 令和5年度から、トラウマを抱える犯罪被害者を含む患者等に対し、精神科以外の医師や看護師等が、適切に患者の診察や相談対応等を行うための研修教材等を開発するために調査研究を実施

III 医療機能情報提供制度

- PTSD等の治療に対応している医療機関や、ワンストップ支援センターを施設内に設置している医療機関を都道府県単位で検索可能な制度を実施
- 令和6年4月以降は全国統一的な情報提供システムにより医療機関等の検索を可能とする予定